

2008年4月1日

各位

会社名 イオン北海道株式会社
代表者名 代表取締役社長 植村 忠規
(コード番号 7512 東証一部・札証)
問合せ先 執行役員
経営企画室長 濱田和成
(TEL 011-865-4104)

小樽ベイシティ開発に対する別除権付債権に関する中間合意について

イオン北海道株式会社は、特定調停期日を踏まえ本日取締役会を開催し、株式会社小樽ベイシティ開発(以下、OBC)に対し当社が保有する約193億円の別除権付債権の取扱いにつき、以下の内容で、裁判所における中間的合意を承認する決議をいたしましたのでご報告申し上げます。

当社は、これまでもOBCの事業再建と、小樽経済発展に貢献することを希求し、厳しい環境下ながらもポスフル小樽店の営業を継続してまいりました。

この度の特定調停は、OBCの事業再建を早期に実現する為、当社として自らの事業運営の中で可能な限り協力できる内容と判断し、基本合意に至ったものです。

当社は、今後も小樽市において事業継続が可能となったことを踏まえ、これまで以上に地域のお客さま、ならびに地域社会の発展に貢献してまいり所存でございます。

尚、本合意における内容と業績への影響は、下記の通りです。

記

1. 中間合意内容

本中間合意がOBCの経営を早期に再建するために双方の互譲によって締結されたものであることを確認し、以下の内容につき合意いたします。

(1)別除権付債権(債権総額193億5245万円)の取扱いに関する合意として、イオン北海道は、別除権評価額を26億6000万円と認め、別除権回収不足額(166億9245万円)の1.5%、2億5038万6750円とあわせて29億1038万6750円を2008年7月31日を期限に一括弁済を受けることとします。(1.5%はOBCの民事再生計画における再生債権の弁済率を適用します)

さらに、イオン北海道は、弁済と引き換えに再生債権の残額(約164億4200万円)を再生計画に基づき免除し、抵当権登記を抹消することとします。

(2)別除権付債権の取扱いに関して合意を成立させる条件として、

ポスフル小樽店は営業継続を基本としますが、ショッピングセンター全体の再建を確認する期間として、賃貸借契約における契約期間を6年間、解約不能期間を4年間とします。

また、賃料は変更しないものの、水光熱費を含む共益費等については実費を基本とした適正な負担に変更いたします。

一方、OBCにおいて、滞納固定資産税に関する差押えにつき解除を受けます。

2. 今後の見通し

期限である2008年7月31日までに上記(2)の条件が整い弁済がなされた場合には、免除額は164億円あまりとなりますが、既に2007年2月期までに当該別除権付債権は損失引当計上等を実施し簿価約13億円まで減額しているため、2008年度決算に与える影響は個別・連結ともに約16億円の特別利益の計上となる予定です。

確定額については現在集計中であり、実行された後あらためて開示することとなります。

以上